

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年4月30日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ルク・ビレン (Luc Biren)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、J.F. ケネディ通り33A番
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド (ユーロ)
(UBS (Lux) Bond Fund - Euro High Yield (EUR))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 申込期間中(平成27年1月5日から同年9月15日まで)下記の申込金額を上限とする。
UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド (ユーロ)
クラス P - a c c 受益証券(米ドル・ヘッジ)
8億3,368万ユーロ(約1,149億円)
クラス P - m d i s t 受益証券(米ドル・ヘッジ)
7億9,848万ユーロ(約1,100億円)
クラス P - a c c 受益証券
14億2,352万ユーロ(約1,962億円)
クラス P - m d i s t 受益証券
11億5,176万ユーロ(約1,587億円)

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年10月31日現在の株式会

社三菱東京U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 ユーロ

= 137.80円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月19日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

（前略）

2015年1月5日 ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）の日本における募集開始

<訂正後>

（前略）

2015年1月5日 ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）の日本における募集開始

2015年4月30日 ファンドの約款変更

（3）ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.）	管理会社	2012年8月27日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

（後略）

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ （UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.）	管理会社	2015年4月30日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

（後略）

（５）開示制度の概要

ルクセンブルグにおける開示

（ロ）受益者に対する開示

< 訂正前 >

（前略）

前述の報告書は、関連する勘定通貨で各サブ・ファンド／各クラス受益証券の明細を含む。

（中略）

受益者への通知はまた、ルクセンブルグの日刊紙に公表され、必要であればルクセンブルグ国外の日刊紙にも公表される。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

前述の報告書には、関連する勘定通貨における各サブ・ファンド／各クラス受益証券それぞれの明細が含まれる。

（中略）

受益者への通知は、受益者名簿に記載される受益者の住所宛に郵送されるか、ルクセンブルグの日刊紙に公表され、必要であればルクセンブルグ国外の日刊紙にも公表される。

（後略）

２ 投資方針

（１）投資方針

< 訂正前 >

（前略）

株式および持分権とは、株式および株式関連証券を意味する。

上記の債務証券および債権とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、2010年法第41条に規定する有価証券である。

投資制限第1.1項g)および第4項に記載されている通り、管理会社は、各サブ・ファンドに関し規定されている法定制限の範囲内で、投資方針を達成するための主たる要因として、有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。

（中略）

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS (Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル

UBS (Lux) ボンド・ファンド - カナダ・ドル

UBS (Lux) ボンド・ファンド - スイス・フラン

UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ

UBS (Lux) ボンド・ファンド - 英ポンド

UBS (Lux) ボンド・ファンド - 米ドル

勘定の通貨は、各サブ・ファンドの名称に示されている。

一般投資方針に従い、これらのサブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の少なくとも3分の2を、各サブ・ファンドの基準通貨建てまたは各サブ・ファンドの基準通貨にオプションを付して、世界中の国際機関、公共団体、半官半民または民間の債務者が発行する上記の債務証券および債権に投資する。サブ・ファンドであるユーロの投資対象には、欧州通貨同盟（EMU）の加盟国の通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国のすべての通貨が含まれる。

更に、すべてのサブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限としてサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

現金および現金等価物を控除した後、各サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。サブ・ファンドの資産の最大25%を、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券(「リバース・コンバーティブル」)および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、各サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の10%を超えて普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書ならびに債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができない。

行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、各サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に規定されるガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品を含む。

UBS(Lux)ボンド・ファンド-コンバート・ヨーロッパ(ユーロ)

UBS(Lux)ボンド・ファンド-コンバート・ヨーロッパ(ユーロ)は、その資産の少なくとも3分の2をヨーロッパに所在する企業が発行した転換債券およびワラント債に投資する。

現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ株式および利益配当証書ならびに債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に規定されるガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品を含む。

本サブ・ファンドは、欧州株式市場の成長による利益を得ることを希望するが、転換債券により付与される債券フロアが提供する担保等の一定レベルの担保のない投資を希望しない投資家向けである。

勘定の通貨は、ユーロである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)

一般投資方針に従い、UBS(Lux)ボンド・ファンド-ユーロ・ハイ・イールド(ユーロ)は、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロ建てまたはユーロ貨にかかるオプションが付されているCCC格からBB+格(スタンダード・アンド・プアーズ)までの格付、公認格付機関による同等の格付または(未だ格付を受けていない新規銘柄もしくは全く格付のない銘柄について)相応のUBS内部の格付を有する上記の債務証券および債権に投資する。CCC格未満等の格付の債券への投資は、サブ・ファンドの資産の10%を超えることができない。

通常より低い格付の投資対象は、平均以上の利回りを提供するが、一流債務者への投資対象より高い支払不能リスクも提供することになる。ユーロ建ての投資対象にはまた、EMU加盟国のすべての通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国のすべての通貨が含まれる。

- サブ・ファンドは、また、その資産の3分の1を上限としてユーロ貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。
- 現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。その資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権の行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書または債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に規定されるガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品を含む。

勘定の通貨は、ユーロである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド-グローバル(スイス・フラン)

一般投資方針に従い、これらのサブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。

これらのサブ・ファンドの通貨は、サブ・ファンドの勘定の関係通貨を示すものであり、必ずしも投資の重点を構成するものではない。そのため、勘定の通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支払い、また運用実績を算定する通貨でもある。

現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。その資産の25%を、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を超えて、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書、ならびに銘柄の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に規定されるガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品を含む。

勘定の通貨は、スイス・フランである。

UBS(Lux)ボンド・ファンド-フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)

上記の投資方針に従い、UBS(Lux)ボンド・ファンド-フルサイクル・アジア・ボンド(米ドル)は、その資産の大部分を国際機関、公的・準公的機関およびその登記上の事務所がアジアに所在するまたは主にアジアで営業している企業が発行した債務証券および債券に投資する。デリバティブを活用することにより、ポートフォリオは、金利リスクおよび信用リスクについて景気サイクルおよび金融市場のサイクルに適合するよう構成される。

ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドを達成することである。投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を通じ当該目標の達成に努める。かかる達成に際し、投資配分を増加するためロング・ポジションを利用し、また法律上認められているデリバティブ金融商品を活用したヘッジ目的でのグロス・ショート・ポジションまたはシンセティック・ショート・ポジションの利用を伴うことがある。サブ・ファンドは、いかなる時点においても空売りを行わない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ契約(IRS/NDIRS、TRS、CDS、CDS指数およびNDSを含む。)、先渡し契約/ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換社債、短期金融証券/流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することが

できる。そのため、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場の展開への参加を目的に利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）は、適切な市場において当該通貨を物理的に受け渡す必要なくまたは通貨取引を行わずに通貨ポジションを設定し、為替レートリスクをヘッジすることを可能にする。この方法により、取引相手方リスクと経費および海外の現地通貨の保有に関連する輸出制限を最少限に削減することができる。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのNDFの現地取引は、各国の当局の監督に服することがない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより必要な場合に平均以上の高利回りを得ることができる。ただし、当該投資について、信用リスクは一流の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をCCC格を下回る格付または同等の格付の債券に投資することができる。

アジア諸国への投資は、より不安定な運用成績を記録することがあり、欧州諸国への投資に比べ流動性を欠くことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制は、他の先進国ほど厳格ではないことがあり、用いられる会計、監査および報告方法は、先進発展諸国の基準と比較することができない。こうした理由から、サブ・ファンドは、これらのリスクを承知している投資者に特に適している。

サブ・ファンドは、後記「（５）投資制限 ４ 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべてのデリバティブ金融商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g）に明記された商品である（「ファンドが認可している投資対象」）。

勘定の通貨は、米ドルである。

一般的なリスク情報

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分がその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資されるため、ファンド・オブ・ファンズの仕組みとなっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、特定ファンドへの直接投資に比べて、より広範な分散投資またはリスクの分散にある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（対象ファンド）も厳しいリスク分散原則に従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能となり、よって、個別の投資対象に固有のリスクを最小限に抑え、多くの投資が行われるUCITSおよびUCIの投資方針は、できる限り、ファンドの投資方針に従うことを要する。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の有価証券へ間接投資を行う。

（中略）

派生商品の利用

（中略）

無条件派生商品（先物）は、両当事者に対して、契約書に規定される特定に時点において支払を行う業務の履行を義務付けるものである（先渡し、先物、スワップ等）。

派生商品は、取引所で取引されるもの（上場派生商品）に加え、店頭で取引されるもの（OTC派生商品）がある。取引所で取引される金融派生商品（先物等）の場合、取引所自身も各取引の一当事者となる。かかる取引は、清算機関（清算代理人）を通じて清算および決済される。OTC派生商品（先渡しおよびスワップ等）は二当事者により直接締結されるが、上場派生商品は仲介人を利用して締結される。

派生商品の利用に伴うリスク

（中略）

そのため、派生商品の利用には、裏付商品への理解と派生商品に関する深い知識が必要である。

派生商品に関する信用リスクとは、一当事者が特定または複数の契約に基づく支払義務を履行しなくなる（または履行できない）リスクである。取引所で取引される派生商品の信用リスクは、取引所で取引される各派生商品に関し取引相手方として行為する決済代理人が決済の保証を行うため、概して、公開市場で取引されるOTC派生商品に伴うリスクよりも低い（上記を参照のこと。）。不履行リスクを全体的に低減するため、かかる保証は、決済代理人により維持される日払制度に支えられている（下記を参照のこと。）。かかる決済保証のない派生商品を除き、通常、その不履行リスクは、後記「（５）投資制限 ２．リスク分散」の項に記載される投資制限により限定される。原資産の引渡しまたは交換（オプション、先渡し、クレジット・デフォルト・スワップ等）とは違い、双方の支払義務の差額（金利スワップ、トータル・リターン・スワップ等）を負担する場合でも、取引相手方による債務不履行時にファンドが負う潜在的損失は、かかる差額分に限定される。

（中略）

一定の商品の買付けまたは売付けが困難であるため、流動性リスクもある。派生商品取引が特に大規模であるか、または対応する市場の流動性が低い場合（公開市場で店頭取引が行われる派生商品の場合）、一定の状況下で、取引を完全に履行することは必ずしも可能ではないか、または費用の増加によりポジションを清算することに限り可能である場合がある。

派生商品の利用に関連する他のリスクは、派生商品の価格を誤って評価しまたは決定するリスクを含む。また、派生商品がその裏付資産、金利または指数と完全な相関関係にない可能性がある。派生商品の多くは複雑であり、その評価はしばしば主観的に行われる。不適切な評価により、取引相手方に関する現金に対する需要が高まるかまたは各サブ・ファンドの価値が喪失する場合がある。

（中略）

レバレッジ

レバレッジは、関係する資産クラスの投資対象が変わらなくても、特定の資産クラスのエクスポージャーが増加するすべての技法をいう。レバレッジがその中で組成され、かつヘッジ目的で利用し得る一部の派生商品がレバレッジの計算に含まれることがあるため、レバレッジによって、結果的にレバレッジ額が人為的に増加することがある。そのため、この情報は、投資者が負担する実際のレバレッジ・リスクを必ずしも反映しない場合がある。

該当する場合、想定されるレバレッジは、額面総額と各サブ・ファンドの純資産価額との比率として下記の表に示され、過去の資料を根拠としている。運用が開始されていないサブ・ファンドについて、想定されるレバレッジ値は、モデル・ポートフォリオまたは比較できるサブ・ファンドの投資対象に基づき算定される。一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることがある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定されるレバレッジ値	参照ポートフォリオ（ベンチマーク）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	コミットメント手法	該当なし	該当なし

担保の運用

ファンドは、店頭取引を実行する場合、店頭取引相手方の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドはまた、先物契約およびオプションを行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、店頭取引相手方が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手方リスクは、有価証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評

価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていないなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、管理会社は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。株式に対する引き下げ率が、最も高い。担保として預託された有価証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭取市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。こうした理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託された有価証券は、ファンドに代わり保管受託銀行／保管会社が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

流動性のある資金として預託される担保は、ファンドが投資することができる。投資対象は、後記「（５）投資制限 １．ファンドが認可している投資 第1.1項」に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、後記「４．証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定されるレポ取引（当該取引の相手方が、「１．ファンドが認可している投資 第1.1(f)項」に規定される金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額（発生済利息を含む。）の返還を請求する権利を有することを条件とする。）、ならびに欧州短期のマネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10-049に規定される短期のマネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用力関連事由の結果、担保に関連するファンドの権利がその行使を待機させられるかまたはその他の方法で制限されることがある。ファンドが該当契約に基づき担保を提供される場合、当該担保はファンドと店頭取引相手方との合意により店頭取引相手方に移転されることになる。店頭取引相手方、保管受託銀行またはその副保管人／取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用力関連事由の結果、担保に関連するファンドの権利または認定がその行使を待機させられる、制限されるかまたは削減されるまでになることがあり、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたにもかかわらず、ファンドは、店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなる。ファンドは、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託された流動性のある資金の投資方針を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意につき、決定を行なう。かかる枠組み合意は、適切な場合、取締役会および管理会社により、定期的に見直され、採用される。

投資資産の統合

取締役会は、効率化のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および／または共同管理することを許可することができる。かかる場合、様々なサブ・ファンドの資産を一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼び、プールは、内部管理目的に限定して活用される。プールは独立したファンドではなく、受益者は直接、プールを利用することができない。

資産プール

管理会社は、2つ以上のサブ・ファンド（以下「参加サブ・ファンド」という。）の組入資産の全部または一部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは、特定の参加サブ・ファンドから現金およびその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合には）資産プールに移し替えることによって設定される。その後、管理会社は、さらに個々の資産プールへの移し替

えを行うことができる。資産プール内における参加額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。各資産プール内で参加サブ・ファンドに保有される有価証券は、同じ価値を有する帰属受益証券を基準にして評価される。資産プールを設定する際、取締役会は帰属受益証券の当初価値を（取締役会が適当と判断する通貨建てで）定め、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）の合計額内で参加サブ・ファンドの受益証券に割り当てる。その後、資産プールの純資産を既存の帰属受益証券の口数で除して、帰属受益証券の価値が決定される。

追加の現金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、資産プールに拠出され、または引き出された現金の額または資産を参加サブ・ファンドの資産プールにおける資産保有高の現在価値で除して計算された口数をもって関係する参加サブ・ファンドに配分された帰属受益証券の口数を増減させる。現金を資産プールに拠出する場合、計算上、かかる現金の投資に関連する税務費用、取引費用および取得費用を考慮して取締役会が適当と判断する金額が減額される。現金を引き出し場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分に関連する費用の額を織り込んだ減額が行われることがある。

ある資産プール内に保有する資産から発生した配当、利息およびその他類似する所得は当該プールに配分され、その結果として純資産が増加することになる。ファンドが清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の保有資産に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、広範な分散投資を可能にするために、取締役会は一または複数のサブ・ファンドの資産の全部または一部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定できる。以下の項で「共同管理ファンド」とは共同管理の取決めが存在するファンドまたは各サブ・ファンドおよび全受益証券をいい、「共同管理資産」とは共同管理契約に従って管理が行われる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各投資運用会社は、ファンドおよび各サブ・ファンドのポートフォリオ構成に影響を与える共同管理ファンドに関して、統一的に投資と投資対象の売却に関する決定を下す権限を有する。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の全体価値に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。かかる按分比例ベースの資産保有（かかる目的上「参加比率」という。）は、共同管理に関連して保有または取得した投資対象のすべてのカテゴリーに適用される。投資および／または投資対象の売却に関する決定は上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ比率で共同管理ファンドに配分される。一方、資産を売却した場合、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産より比例して差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを修正する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

取締役会の構成員または管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに係る事態に影響される点に投資家の注意を喚起する。その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行うことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、取締役会または取締役会の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りをいつでも決定できるため、ファンドと受益者の利

益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（特定のサブ・ファンドに帰属するとはみなされない）報酬および費用の支払によって、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前にサブ・ファンドの資産を共同管理契約の対象外とすることで、特定のサブ・ファンドの資産が上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致することを確保するため、既に共同管理資産に適用されている投資目的と同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と投資対象の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管銀行が受託機関を務め、ファンドおよび当該サブ・ファンドに適用される2010年法、さらにはすべての法規定に従って任務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管銀行は常にファンドの資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管銀行は、いつでも個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、サブ・ファンドの投資方針よりも制限的になることがある。

取締役会は、事前の通知なしに、いつでも共同管理契約を終了させることを決定することができる。

受益者はいつでも共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、管理会社の登記上の事務所に問合せを行うことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、(1) ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または(2) 共同管理下の各ファンドにルクセンブルグ籍以外のファンドの債権者および破産管財人に対して資産の利用を禁じる権利が備わっており、かかる資産を凍結する権限を有することを条件に許可される。

< 訂正後 >

（前略）

株式および株式請求権には、株式および株式関連証券が含まれる。

上記の債務証券および債権とは、以下に詳述される投資制限の条項に基づき必要である場合、2010年法第41条に規定する有価証券である。

投資制限第1.1項g) および第4項に記載されている通り、管理会社は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主な手段として、法令規制の範囲内で有価証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付資産とする特別な技法および金融手段を用いることができる。

（中略）

各サブ・ファンドの特定の投資方針

UBS (Lux) ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル

UBS (Lux) ボンド・ファンド - カナダ・ドル

UBS (Lux) ボンド・ファンド - スイス・フラン

UBS (Lux) ボンド・ファンド - ユーロ

UBS (Lux) ボンド・ファンド - 英ポンド

UBS (Lux) ボンド・ファンド - 米ドル

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、国際的かつ政府系の組織ならびに民間、半官半民および公共セクターの債務者が発行する債務証券および債権により構成される広範な分散ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

それぞれの勘定の通貨は、各サブ・ファンドの名称に示されている。

一般投資方針に従い、これらのサブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の少なくとも3分の2を、各サブ・ファンドの基準通貨建てまたは各サブ・ファンドの基準通貨にオプションを付して、国際機関、公共団体、半官半民または民間の債務者が発行する上記の債務証券および債権に投資する。サブ・ファンドであるユーロの投資対象には、欧州通貨同盟（EMU）の加盟国の通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国のすべての通貨が含まれる。

更に、各サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の3分の1を上限としてサブ・ファンドの名称において示す通貨以外の通貨建ての債務証券および債権に投資することができる。

現金および現金等価物を控除した後、各サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。サブ・ファンドの資産の最大25%を、転換債券、交換可能債券、株式引受権付債券（「リバース・コンバーティブル」）および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、各サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはワラントの行使により取得した普通株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書ならびに債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、各サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品を含む。

UBS（Lux）ボンド・ファンド - コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、転換債券および欧州株式市場の成長による利益の分散型ポートフォリオへの投資を追求するものの、転換債券により付与される債券フロアが提供する証券等の一定レベルの証券への投資を放棄しない、リスクを認識している投資家に適している。

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2をヨーロッパに所在する企業が発行した転換債券およびワラント債に投資する。

現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはワラントの行使により取得した普通株式、その他のエクイティ株式および利益配当証書ならびに債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g）に記載される商品を含む。

本サブ・ファンドは、欧州株式市場の成長による利益を得ることを希望するが、転換債券により付与される債券フロアが提供する証券等の一定レベルの証券への投資を放棄しない投資家向けである。

勘定の通貨は、ユーロである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、ユーロ建ての低格付のハイイールド債による広範な分散型ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

一般投資方針に従い、サブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を、ユーロ建てまたはユーロ貨にかかるオプションが付されているCCC格からBB+格（スタンダード・アンド・プアーズ）までの格付、公認格付機関による同等の格付または（未だ格付を受けていない新規銘柄もしくは全く格付のない銘柄について）相応のUBS内部の格付を有する上記の債務証券および債権に投資する。CCC格未満等の格付の債券への投資は、サブ・ファンドの資産の10%を超えることができない。

通常より低い格付の投資対象は、平均以上の利回りを提供するが、一流債務者への投資対象より高い信用リスクも提供することになる。ユーロ建ての投資対象にはまた、EMU加盟国のすべての通貨が法定通貨とみなされる限り、各加盟国のすべての通貨が含まれる。

- サブ・ファンドは、さらに、その資産の3分の1を上限としてユーロ貨以外の通貨建ての債務証券および債権にも投資することができる。
- 現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。その資産の25%を上限として、転換債券、交換可能債券、ワラント連動債券および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはワラントの行使により取得した普通株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書または債券の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品を含む。

勘定の通貨は、ユーロである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド - グローバル（スイス・フラン）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、債券のグローバルな分散型ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。

一般投資方針に従い、サブ・ファンドは、その資産の少なくとも3分の2を世界中の上記の債務証券および債権に投資する。

サブ・ファンドの特定される通貨は、サブ・ファンドの勘定の関係通貨を示すものであり、必ずしも投資の重点を構成するものではない。そのため、勘定の通貨は、申込みおよび買戻しを決済し、すべての分配金を支払い、また運用実績を算定する通貨でもある。

現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の3分の1を超えて短期金融商品に投資することができない。その資産の25%を、転換債券、交換可能債券、ワラント債および転換社債に投資することができる。

更に、現金および現金等価物を控除した後、サブ・ファンドは、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権および引受権またはワラントの行使により取得した普通株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書、ならびに銘柄の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または買付により取得した普通株式は、その取得後12か月以内に処分しなければならない。

効率的な資産運用の一環として、サブ・ファンドは、「有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項で定める規定およびガイドラインに従い当該項に記載されるすべての金融派生商品に投資することができる。認められた裏付商品には、特に、「ファンドが認可している投資対象」第1.1項g)に記載される商品を含む。

勘定の通貨は、スイス・フランである。

UBS（Lux）ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、アジア（日本を除く。）において当初発行され、金利リスクおよび信用リスクにおいてデリバティブを通じて経済および金融市場の景気循環に順応している債券による、広範な分散型ポートフォリオへの投資を追求する投資家に適している。投資家は、平均的なリスク許容度を備え、3年から5年の長期的投資を想定すべきである。

上記の全般的な投資方針に従い、サブ・ファンドは、その資産の大部分を国際機関、公的・準公的機関およびその拠点がアジアに所在するまたは主に域内で営業している企業が発行した債務証券および債券に投資する。ポートフォリオは、金利リスクおよび信用リスクについて、デリバティブにより、景気サイクルおよび金融市場のサイクルに適合していなければならない。

ファンドの中長期的な投資目標は、競争力のあるトータル・イールドを達成することである。投資運用会社は、市況の変動を見越したダイナミックな資産配分を通じ当該目標の達成に努める。かかる達成に際し、投資配分を増加するためロング・ポジションを利用し、また法律上認められているデリバティブ金融商品を手段として達成されるヘッジ目的でのグロースもしくはバリュートまたはセンチック・ショート・ポジションにおけるロング・ポジションが含まれる。サブ・ファンドは、いかなる時点においても空売りを行うとは限らない。

サブ・ファンドは、投資目標を達成するため、法律上認められた枠組みの中で、先物スワップ（IRS / NDIRS、TRS、CDS、CDS指数およびNDSを含む。）、先渡し契約 / ノン・デリバラブル・フォワード、オプション、トータル・リターン債、クレジット・リンク債、転換社債、短期金融証券 / 流動資金およびその他の適切な法律上認められている投資商品を売買することができる。その結果、かかる投資商品は、ヘッジ目的および予想される市場の展開からの利益獲得の両方のために利用することができる。

ノン・デリバラブル・フォワード（NDF）では、関連する市場において当該通貨を物理的に引き渡したり通貨取引を行う必要なしに通貨ポジションを設定し、為替レートのリスクをヘッジすることが可能である。この方法により、現地通貨の保有により発生する取引相手方リスクと経費および輸出制限が最小化されることがある。あらゆる場合、海外の二事業パートナー間の米ドル建てのNDFの現地取引は、各国の当局の監督に服することがない。

サブ・ファンドは、信用格付が投資適格未満の債務証券に投資することができ、これにより平均以上の高利回りを得ることがある。ただし、当該投資について、信用リスクは一流の発行体への投資より高い。サブ・ファンドは、その資産の最大10%をCCC格を下回る格付または同等の格付の債券に投資することができる。

アジア諸国への投資は、一定の状況下で、運用成績が不安定になることがあり、欧州諸国への投資に比べ流動性が低いことがある。さらに、サブ・ファンドが投資する国々の公的規制は、他の先進国に比べて厳格ではないことがあり、用いられる会計、監査および報告方法が、その他の先進発展諸国で用いられる基準と一致しないことがある。こうした理由から、サブ・ファンドは、これらのリスクを承知している投資者に特に適している。

サブ・ファンドは、後記「（5）投資制限 4 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別技法および手段」の項に記載されている制限を遵守する限り、当該項に挙げられたすべてのデリバティブ金融商品に投資することができる。認められた投資先は、特に、同項1.1g）に明記された商品である（「ファンドが認可している投資対象」）。

勘定の通貨は、米ドルである。

一般的なリスク情報

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、その資産の少なくとも半分がその特定の投資方針に従い既存のUCIおよびUCITSに投資されるため、ファンド・オブ・ファンズの仕組みとなっている。

ファンド・オブ・ファンズの一般的な利点は、直接投資を行うファンドに比べて、より広範な分散投資またはリスクの分散にある。ファンド・オブ・ファンズでは、投資対象（対象ファンド）も厳しいリスク分散原則に従うため、ポートフォリオ分散がその投資対象にも適用される。ファンド・オブ・ファンズにより、投資家は、リスクを二段階に分散する商品に投資を行うことが可能となり、よって、個別の投資対象に固有のリスクを最小限に抑え、多くの投資が行われるUCITSおよびUCIの投資方針は、できる限り、ファンドの投資方針に従うことを要する。また、ファンドは、単一の商品への投資を認めており、これにより、投資家は、多数の有価証券へ間接投資を行う。

（中略）

派生商品の利用

（中略）

無条件派生商品（先物）は、両当事者に対して、契約書に規定される特定に時点において支払を行う業務の履行を義務付けるものである（先渡し、先物、スワップ等）。

派生商品は、取引所で取引されるもの（上場派生商品）に加え、店頭で取引されるもの（OTC派生商品）がある。取引所で取引される金融派生商品（先物等）の場合、取引所自身も各取引の一当事者となる。かかる取引は、清算機関（清算代理人）を通じて清算および決済される。OTC派生商品（先渡しおよびスワップ等）は二当事者により直接締結されるが、上場派生商品は仲介人を利用して締結される。

派生商品取引（信用デリバティブ等）は、第三者のデフォルト・リスクに対するヘッジのために利用することができる。各当事者は、このようなヘッジを行うために、売り手が第三者のデフォルトに伴う買い手のリスクを補償する見返りとして、買い手から継続的な保証料（プレミアム）を受領する、いわゆるクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を締結することができる。このような補償は、指定される有価証券の受け渡しまたは現金による支払を通じて行うことができる。このような種類の派生商品取引は、保険に似たもので、いずれのサブ・ファンドも、CDSの売り手または買い手のどちらの立場においても、締結することができる。サブ・ファンドは、（売り手の側からの）ヘッジまたは（買い手の側からの）投資という目的で、信用デリバティブを利用できる。CDSは、2014年以降、中央決済機関を通じて売却されている。

派生商品の利用に伴うリスク

（中略）

そのため、派生商品の利用には、裏付商品への理解と派生商品に関する深い知識が必要である。

派生商品に関する信用リスクとは、一当事者が特定または複数の契約に基づく支払義務を履行しなくなる（または履行できない）リスクである。取引所で取引される派生商品の信用リスクは、取引所で取引される各派生商品に関し取引相手方として行為する決済代理人が決済の保証を行うため、概して、取引所で取引されるOTC派生商品（上記を参照のこと。）に伴うリスクよりも低い。不履行リスクを全体的に低減するため、かかる保証は、決済代理人により維持される日払制度に支えられている（下記を参照のこと。）。かかる決済保証のない派生商品を除き、通常、その不履行リスクは、後記「（５）投資制限 ２．リスク分散」の項に記載される投資制限により限定される。原資産の引渡しまたは交換（オプション、先渡し、クレジット・デフォルト・スワップ等）とは違い、双方の支払義務の差額（金利スワップ、トータル・リターン・スワップ等）を負担する場合でも、取引相手方による債務不履行時にファンドが負う潜在的損失は、かかる差額分に限定される。

（中略）

一定の商品の買付けまたは売付けが困難であるため、流動性リスクもある。派生商品取引が特に大規模であるか、または対応する市場の流動性が低い場合（公開市場の派生商品の場合）、一定の状況

下で、取引を完全に履行することは必ずしも可能ではないか、または高額の費用によりポジションを清算することに限り可能である場合がある。

（中略）

レバレッジ

バリュース・アット・リスク（「VaR」）手法を利用するUCITSのレバレッジは、CSSF通達11/512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本額の合計」として定義されている。かかる定義が人為的な高レバレッジを発生させる場合があることと、このようなレバレッジが、とりわけ以下の理由により、実際の経済的リスクを正確に反映していない可能性があることに、受益者は留意すべきである。

- 派生商品が投資またはヘッジ目的のいずれかのために利用されるか否かに関わらず、派生商品が、想定元本額の合計による手法に従い算出されるレバレッジを上昇させること。
- 金利派生商品のデュレーションを考慮していないこと。その結果、短期金利の派生商品のほうが経済的リスクが著しく低いにもかかわらず、短期金利の派生商品により、長期金利の派生商品と同程度のレバレッジが発生すること。

VaR手法を利用したUCITSの経済的リスクをカバーするのは、UCITSのリスク管理プロセスである。ここには、（とりわけ）VaRの制限条項が含まれ、派生商品を含むすべてのポジションの市場リスクが、この中に含まれている。VaRは、包括的な資産査定テストのプログラムにより補完されている。

VaR手法を利用する各サブ・ファンドのレバレッジの平均は、以下の表に記載される範囲に収まる見通しである。レバレッジは、想定元本額の合計と当該サブ・ファンドの純資産価格との間の比率で表示される。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドのレバレッジ額が大きくなる可能性がある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジの 範囲	参照ポートフォリオ （ベンチマーク）
UBS（Lux）ボンド・ ファンド - ユーロ・ハイ・ イールド（ユーロ）	コミットメント手法	該当なし	該当なし

担保の運用

ファンドは、店頭取引を実行する場合、店頭取引相手方の信用力に関連するリスクを負うことがある。ファンドはまた、先物契約またはオプションを行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、店頭取引相手方が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手方リスクは、有価証券を預託することにより軽減することができる（「担保」については、上記を参照のこと。）。担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。ファンドは、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。ファンドまたはファンドが任命するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。担保の評価額は、各店頭市場の取引相手方の持高の評価額を上回っていなければならない。ただし、かかる評価額が、2回続く評価の間で、変更する場合がある。もっとも、それぞれの評価後、かかる担保が、（適切な場合は、追加の担保を請求することで）各店頭市場の取引相手方の持高の評価額に見合う金額分上昇していることを確保しなければならない（値洗い）。当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、管理会社は、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。管理会社は、受け入れる担保の種類、各担保の加算額および差引き額に加え、担保として預託される流動性のある資金の投資方針

を中心に、上記の要件および評価額の詳細を決定する社内枠組み合意を決定する。かかる枠組み合意は、適切な場合、管理会社により、定期的に見直され、採用される。

管理会社は、O T C派生商品取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、かかる商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定している。

O T C派生商品取引からの担保に対し、以下のヘアカットが認められる。

資産クラス	最小ヘアカット率 (時価に対する控除率(%))
固定および変動利付き商品	
スイス・フラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0 %
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国および米国のいずれか一つの国が発行し、かつ、かかる発行国の格付がA格以上の短期金融商品（残存期間1年以内）	1 %
上記と同等の基準を満たし、かつ平均的な残存期間（1年から5年）の商品	3 %
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が長期（5年から10年）の商品	4 %
上記と同等の基準を満たし、かつ残存期間が超長期（10年超）の商品	5 %
残存期間が10年以内の米国のインフレ連動債	7 %
米国財務証券のストリップ債およびゼロ・クーポン債（残存期間を問わない）	8 %
残存期間が10年超の米国のインフレ連動債	10 %

証券の貸付による担保として適格なヘアカットは、使用可能な限りにおいて、「5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に記載される。

担保として預託された有価証券は、相対する店頭市場の取引相手方により発行されなかったか、または当該店頭取市場の取引相手方との密接な関係になかった可能性がある。こうした理由から、金融セクターの株式は、担保として認められない。担保として預託された有価証券は、ファンドに代わり保管受託銀行／保管会社が保有し、ファンドが売却、投資、および担保設定を行うことができない。

ファンドは、譲渡された担保を、地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散を中心に、適切に分散することを確保する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

上記の段落に関わらず、2014年8月1日付のE T Fおよびその他のU C I T S債券に関するE S M Aのガイドライン43(e)の修正点に従い、管理会社は、E U加盟国、一もしくは複数のE U加盟国の規制当局、第三国、または一もしくは複数のE U加盟国が所属している公的国際団体が発行または保証する、個別の譲渡性のある有価証券およびマネー・マーケット商品により完全な担保を設定されている。このような場合、管理会社は、少なくとも6つの異なる発行証券から有価証券を受領することを確保しなければならないが、いずれか一発行体の証券の上限が、各サブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。

管理会社は、上記の免除規定を利用することを決定し、各サブ・ファンドの純資産の上限50%に相当する担保を、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスが発行または保証する国債から受領する旨を決定している。

ファンドは、流動性のある資金として預託される担保に投資することができる。投資対象は、後記「(5)投資制限 1. ファンドが認可している投資 第1.1項」に従う要求払預金または通知預金、高格付の政府債、後記「4. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に規定されるレポ取引(当該取引の相手方が、「1. ファンドが認可している投資 第1.1(f)項」に規定される金融機関であり、かつ、ファンドがいつでも当該取引を中止し、投資額(発生済利息を含む。)の返還を請求する権利を有することを条件とする。)、ならびに欧州短期のマネー・マーケット・ファンドの定義に関するCESRガイドライン10-049に規定される短期のマネー・マーケット・ファンドのみに限定される。前段落に記載される制限は、集中リスクの分散にも適用される。保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用力関連事由の結果、担保に関連するファンドの権利行使が遅延またはその他の方法で制限されることがある。ファンドが該当契約に基づき店頭取引相手方から担保を提供される場合、当該担保はファンドと店頭取引相手方との合意により店頭取引相手方に移転されることになる。店頭取引相手方、保管受託銀行またはその副保管人/取引銀行ネットワークに関する破産および支払不能事由またはその他の信用力関連事由の結果、担保に関連するファンドの権利または認定を待機、制限または削減され、担保が当該債務をカバーするためあらかじめ提供されていたとしても、ファンドは、店頭取引の枠組みでその債務を履行せざるをえなくなる。

(4) 分配方針

<訂正前>

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行う場合および分配の程度を決定する。分配は、収益(配当収益および利息収益)、元本および値上がり益により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。一定の国の投資者は、受益証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、投資者によっては、分配型クラス受益証券(-distクラス受益証券)より成長型クラス受益証券(-accクラス受益証券)の申込みを、選好する場合がある。成長型クラス受益証券(-accクラス受益証券)の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券(-distクラス受益証券)の場合に比べ、遅くなる場合がある。投資者は、この点に関し、税務専門家に相談することをお勧めする。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。分配により、ファンドの純資産が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることができない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

(後略)

<訂正後>

約款第10条に従い、年次決算の終了とともに、管理会社は、各サブ・ファンドが分配金の支払を行う場合および分配の程度を決定する。分配は、収益(配当収益および利息収益)、元本および値上がり益により構成され、手数料および費用を含む場合と含まない場合とがある。一定の国の投資者は、受益証券の売却による値上がり益よりも受領する元本に高い税率を課される場合がある。そのため、投資者によっては、分配型クラス受益証券(-distクラス受益証券)より成長型クラス受益証券(-accクラス受益証券)の申込みを、選好する場合がある。成長型クラス受益証券(-accクラス受益証券)の収益および元本に関する投資者への課税時期が、分配型クラス受益証券(-distクラス受益証券)の場合に比べ、遅くなる場合がある。投資者は、この点に関し、自身の税務専門家に相談すべきである。いずれの分配も、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格から直ちに控除される。分配により、ファンドの純資産が法律の定めるファンド資産の最低額を下回ることができない。分配が行われる場合、支払は会計年度の終了から4か月以内に行われる。

(後略)

(5) 投資制限

<訂正前>

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. ファンドが認可している投資

(中略)

e) 通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの受益証券および/または2010年法に定義されるEU加盟国、もしくはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、通達2009/65/EC第1条(2) a) およびb) に規定されるその他のUCI。ただし、

- 当該その他のUCIは、金融監督委員会(以下「CSSF」という。)の見解により、欧州共同体の法律に基づき適用されるものと同等の監督に服させる法令に従い承認されていること、および監督当局間の協力を確保するための適切な条項が存在すること。
- その他のUCIの受益証券の所持人に提供される保護水準が、ファンドの受益証券の所持人に提供される保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに有価証券および短期金融商品の空売りについて、通達2009/65/ECに規定される要件と同等の規則が適用されること
- その他のUCIの事業運営活動が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生した資産および負債、収益および取引について評価が行われること
- 受益証券を取得する予定のUCITSまたはその他のUCIは、その約款またはその設立文書に基づきその資産額の10%を上限として他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資することができることを条件とする。

サブ・ファンドの投資方針に反する場合を除いて、かかるサブ・ファンドは、その資産額の10%を上限として、他のUCITSまたはUCIの資産に投資することができる。

f) 満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関はEU加盟国に本店を置くものでなければならず、またはその本店がEU非加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグの監督当局が欧州共同体の法律に基づくものと同等であるとみなす監督規制に従っているものとする。

g) 現金等価商品を含む金融派生商品(「派生商品」)で上記a)、b) およびc) に掲げる証券取引所で取引されるもの、および/または証券取引所で取引されない派生商品(「OTC派生商品」)。ただし、

- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
- 対象有価証券が2010年法第41条(1)に規定される商品で、サブ・ファンドの投資方針により直接的にまたは他の既存のUCI/UCITSを通して間接的に投資を行うことができるマクロ経済指数、金利、為替レート等の金融指数であること、

(中略)

h) 規制ある市場で取引されない、2010年法第1条に基づき定義される短期金融場商品。ただし、かかる商品の発行または発行体は投資者および投資対象の保護を規定する規則により定められており、かつ、当該商品は、以下を条件とする。

(中略)

- CSSFにより承認された範疇に属するその他の発行体が発行する有価証券。ただし、当該商品への投資に対し、上記の第1、第2または第3の箇条書きに挙げたものと同等の投資者の保護が適用されるものとし、また発行体は、最低1,000万ユーロの株主資本を有し、第4回理事会通達78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成する会社、または一もしくは複数の上場企業を含みその資金調達に専従するグループ内の法主体、または銀行により提供される与信枠を利用して債務の裏付有価証券の資金調達を行う予定の法主体であるものとする。

(中略)

2. リスク分散

2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて単一の発行体の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一サブ・ファンド

の純資産額の20%を超えて単一の機関の預金に投資することができない。O T C 派生商品に関するサブ・ファンドの取引において、損失リスクは当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。取引相手方が上記1.1項 d) に定義される金融機関である場合、最大許容損失リスクは、他の相手方との取引において5 %まで減じられる。一サブ・ファンドの純資産額の5 %を超える当該発行体の有価証券および短期金融商品に対する全ポジションの総額は、各サブ・ファンドの純資産額の40%を超えることができない。本制限は、監督対象の金融機関に関する預金またはO T C 派生商品取引には適用されない。

(中略)

2.3 上記に反し、下記が適用される。

- a) 2.1項に記載される10%の制限は、E U加盟国に所在し、当該国において当該証券の投資家保護を確保するための公的機関の特別な法律上の監督の対象となる金融機関が発行する各種債務証券については、25%まで引き上げることができる。特に、かかる債務証券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中、かかる発行により生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および利息の支払について優先権を有する資産に対して投資される。一サブ・ファンドが単一発行体が発行する当該債務証券にその純資産の5 %を超えて投資する総額は、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えることができない。

(中略)

- e) 管理会社は、リスク分散を考慮して、一サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、E U加盟国またはその地方機関、O E C D加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のE U加盟国が参加している法定の公的国際機関が発行または保証する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該有価証券または短期金融商品は少なくとも6銘柄の証券に分散されていなければならない。単一銘柄の有価証券または短期金融商品には一サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 他のU C I T Sまたは他のU C Iへの投資は、以下の条件に従う。

(中略)

- b) U C I T S以外のU C Iの受益証券に対する投資額は、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えることができない。U C I T Sまたは他のU C Iに投資される資産は、2.1項、2.2項および2.3項に記載された最大制限の計算には含まれない。
- c) その投資方針に従いその資産の相当部分を他のU C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券に投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンド自体およびサブ・ファンドが投資する他のU C I T Sおよび/またはU C Iが請求可能な最大報酬については、後記「4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドにより発行されるまたは発行された受益証券を買付、取得および/または保有することができるが、以下を条件とする。

(中略)

- ターゲット・サブ・ファンドに投資するサブ・ファンドの水準またはターゲット・サブ・ファンドの水準のいずれにおいても運用 / 買付または買戻しに対する手数料が重複して請求されることはない。

2.6 ファンドは、一つのサブ・ファンドの投資方針がC S S Fの承認する特定の株式または債券指数に追随すると投資対象について規定している場合、当該サブ・ファンドの投資の20%を上限として単一発行体の株式および/または債券に投資することができる。ただし、

- 指数の構成が十分分散されていること、
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークであること、
- 指数が適切な方法で公表されていること

を条件とする。

(中略)

新たに設定されたサブ・ファンドが、リスク分散投資の原則を遵守し続ける場合、当該サブ・ファンドは、当局より承認された後の6か月間、上記の特定のリスク分散制限から逸脱することがある。

3．投資制限

（中略）

3.2 管理会社が、または、管理会社が運用する他の投資信託と共同で、当該借り手の経営に重大な影響力の行使を可能とする議決権付株式を取得すること。

3.3 以下の割合を超えて取得すること。

- 単一発行体の議決権のない株式の10%
- 単一発行体の債務証券の10%
- 単一UCITSまたはUCIの受益証券の25%
- 単一発行体の短期金融商品の10%

後三者について、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

以下の場合、3.2項および3.3項の規定の適用が免除される。

- EU加盟国もしくはその地方政府機関または別の承認国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
- EU非加盟国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
- 一または複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行する有価証券または短期金融商品
- EU非加盟国の法律により、かかる保有が当該国の発行体の有価証券に対する唯一の投資方法であることを規定する国において設立され、その資産を主として当該国に登記上の事務所を置く発行体の有価証券に投資を行う会社の資本として保有される株式。かかる投資のためには、2010年法を遵守しなければならない。
- 会社を代理して、受益者の請求のみによる受益証券の買戻しに関して、子会社が所在する国における運用、助言、もしくは販売等の業務のみを行う子会社の資本として保有される株式

（中略）

3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人になること。本制限は、全額払込済でない有価証券、短期金融商品または1.1項e)、g)およびh)に挙げたその他の商品の取得を禁止するものではない。

管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有する。ただし、かかる追加的制限は、ファンド受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4．有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

管理会社は、かかる技法および金融手段が、CSSFにより定められた条件および制限に従った効率的なポートフォリオ運用のために使用されることを条件として、有価証券および短期金融商品を裏付とする技法および金融手段（「技法」）を採用することができる。かかる取引が派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限は、2010年法の規定に従わなければならないものとする。かかる技法および商品の利用は、投資間の最善の利益に一致するものでなければならない。

（中略）

管理会社は、自身または自身が任命したサービス提供会社が、リスク管理手続きの一環として、取引相手方リスクを中心に、当該技法の利用を通じて発生したリスクの監視および管理を確実に行う。管理会社の関連会社との取引から生じた潜在的利益相反の監視は、主に、定期的な契約の見直しおよび手順の対応により実施する。

また、管理会社はいつでもポートフォリオの効率的運用のためにかかる技法および手段を利用する枠組み内で締結した契約を確実に取消すか、または、それぞれの取引相手方に譲渡した有価証券および/もしくは流動性のある資金を管理会社が回収できることを確保する。さらに、かかる流動性のある資金に、回収時点までに発生した利息が含まれる場合がある。さらに、管理会社は、当該技法および手段の利用に関わらず、投資者の買戻請求をいつでも処理することを確保する。ファンドは、ポートフォリオの効率的な運用のための技法および商品の利用の枠組みにおいて、第三者に組入証券の一部を貸し付けることもできる(「証券の貸付」)。一般に、クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流の金融機関を通じて、当該機関により特定の手続において行う場合にのみ、証券貸付が認められる。

(中略)

管理会社は、サブ・ファンドのために、レポ取引(「レポ契約」または「リバースレポ契約」)を締結することもできる。同契約は、売却/購入された有価証券の買戻し/売戻しを、(より高い)ある価格で、設定期間内に行うことを合意した有価証券の売却/購入である。

レポ取引は以下の条件に従うものとする。

- 取引相手方が当該種類の取引を専門とする一流の金融機関の場合に限り、証券をレポ契約に基づいて販売/購入することができる。
- レポ契約の存続期間中に限り、購入した証券はかかる証券を買い戻す権利が行使されるかまたは買戻期間が満了するまで、売却することができない。
- 金融派生商品の原資産であり、リバースレポ契約に関して貸付されているか、または受領される証券は、リバースレポ契約の規定に基づき売却することができない。

<訂正後>

各サブ・ファンドの投資について、以下の規定が適用される。

1. ファンドが認可している投資

(中略)

e) 通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの受益証券および/または2010年法に定義されるEU加盟国、もしくはEU非加盟国に登録上の事務所を置く、通達2009/65/EC第1条(2)a)およびb)に規定されるその他のUCI。ただし、

- 当該その他のUCIは、金融監督委員会(「CSSF」)の見解により、欧州共同体の法律に基づき適用されるものと同等の監督に服させる法令に従い承認されていること、および監督当局間の協力を確保するための適切な条項が存在すること。
- その他のUCIの受益証券の所持人に提供される保護水準が、UCITSの受益証券の所持人に提供される保護水準と同等であり、特に、資産の分別保有、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある有価証券および短期金融商品の空売りが、通達2009/65/ECに規定される要件を充足していること
- その他のUCIの事業運営活動が年次報告書および半期報告書の対象であり、報告期間中に発生した資産および負債、収益および取引について評価が行われること
- 受益証券を取得する予定のUCITSまたは別のUCIは、その約款またはその設立文書に基づきその資産額の10%を上限として他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資することができることを条件とする。

サブ・ファンドの投資方針に反する場合を除いて、かかるサブ・ファンドは、その資産額の10%を上限として、他のUCITSまたはUCIの資産に投資することができる。

f) 満期までの残存期間が12か月以下の金融機関の当座預金または通知預金。ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置くものでなければならず、またはその登録上の事務所がEU非加盟国に所在する場合には、ルクセンブルグの監督当局が欧州共同体の法律に基づくものと同等であるとみなす監督規制に従っているものとする。

g) 現金等価物で決済される商品を含む金融派生商品(「派生商品」)で上記a)、b)およびc)に掲げる規制市場で取引されるもの、または証券取引所で取引されない派生商品(「OTC派生商品」)。ただし、

- 派生商品の利用が、各サブ・ファンドの投資目的および投資方針に一致しており、その達成に適していること、
- 対象が2010年法第41条(1)に規定される商品で、サブ・ファンドの投資方針により直接的にまたは他の既存のUCI/UCITSを通して間接的に投資を行うことができるマクロ経済指数、金利、為替レート等の金融指数であること、

(中略)

h) 規制ある市場で取引されない、2010年法第1条が意味する短期金融場商品。ただし、かかる商品の発行または発行体は投資者および投資対象の保護を規定する規則により定められており、かつ、当該商品は、以下を条件とする。

(中略)

- CSSFにより承認された範疇に属するその他の発行体が発行する有価証券。ただし、当該商品への投資に対し、上記の第1、第2または第3の箇条書きに挙げたものと同等の投資者の保護が適用されるものとし、また発行体は、最低1,000万ユーロの株主資本を有し、第4回理事会通達78/660/EECの規定に基づき年次決算書を作成および公表する会社、または一もしくは複数の上場企業を含みその資金調達に専従するグループ内の法主体、または銀行により提供される与信枠を利用して債務の証券化の資金調達を行う予定の法主体であるものとする。

(中略)

2. リスク分散

2.1 リスク分散の原則に従い、管理会社は、一サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて単一の発行体の有価証券または短期金融商品に投資することができない。管理会社は、一サブ・ファンドの信託資産の20%を超えて単一の機関の預金に投資することができない。OTC派生商品に関するサブ・ファンドの取引において、損失リスクは当該サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。取引相手方が上記1.1項f)に定義される金融機関である場合、最大許容損失リスクは、他の相手方との取引において5%まで減じられる。一サブ・ファンドの純資産額の5%を超える当該発行体の有価証券および短期金融商品に対する全ポジションの総額は、各サブ・ファンドの純資産額の40%を超えることができない。本制限は、監督対象の金融機関に関する預金またはOTC派生商品取引には適用されない。

(中略)

2.3 上記に反し、下記が適用される。

a) 2.1項に記載される10%の制限は、EU加盟国に所在し、当該国において当該証券の投資家保護を確保するための公的機関の特別な法律上の監督の対象となる金融機関が発行する一定の債務証券については、25%まで引き上げることができる。特に、かかる債務証券の発行により得られた資金は、法律に従い、債務証券の存続期間中、かかる発行により生じた債務を十分にカバーし、発行体の倒産の場合、元本および利息の支払について優先権を有する資産に対して投資される。一サブ・ファンドが単一発行体が発行する債券にその純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資対象の総額は当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。

(中略)

e) 管理会社は、リスク分散を考慮して、一サブ・ファンドの純資産額の100%を上限として、EU加盟国またはその地方機関、別に承認されるOEC加盟国、ロシア、ブラジル、インドネシアもしくはシンガポールまたは一もしくは複数のEU加盟国が参加している法定の公的国際機関が発行または保証する様々な銘柄の有価証券および短期金融商品に投資する権限を有する。当該有価証券または短期金融商品は少なくとも6銘柄の証券に分散されていなければならない。単一銘柄の有価証券または短期金融商品には一サブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

2.4 他のUCITSまたは他のUCIへの投資は、以下の条件に従う。

（中略）

b) UCITS以外のUCIの受益証券に対する投資額は、サブ・ファンドの純資産額の30%を超えることができない。投資されるUCITSまたは他のUCIの資産は、2.1項、2.2項および2.3項に記載された最大制限の計算には含まれない。

c) その投資方針に従いその資産の相当部分を他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資するサブ・ファンドについて、サブ・ファンド自体およびサブ・ファンドが投資しようとする他のUCITSおよび/またはその他のUCIが請求可能な管理報酬については、後記「4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に記載される。

2.5 サブ・ファンドは、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドにより発行されるまたは発行された受益証券を買付、取得および/または保有することができるが、以下を条件とする。

（中略）

- ターゲット・サブ・ファンドに投資するサブ・ファンドの水準またはターゲット・サブ・ファンドの水準のいずれにおいても管理事務/買付または買戻しに対する手数料が重複して請求されることはない。

2.6 ファンドは、一つのサブ・ファンドの投資方針がCSSFの承認する特定の株式または債券指数に追随すると投資対象について規定している場合、当該サブ・ファンドの投資の20%を上限として単一発行体の株式および/または債券に投資することができる。ただし、

- 指数の構成が十分分散されていること、
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークであること、
- 指数が適切な方法で公表されていること

を条件とする。

（中略）

新たに設定されたサブ・ファンドが、リスク分散投資の原則を遵守し続けるという条件で、当該サブ・ファンドは、当局より承認された後の6か月間、リスク分散に関する上記の特定の制限から逸脱することがある。

3. 投資制限

（中略）

3.2 管理会社が、または、管理会社が運用する他の投資信託と共同で、発行体の経営に重大な影響力の行使を可能とする議決権付株式を取得すること。

3.3 以下の割合を超えて取得すること。

- 単一発行体の議決権のない株式の10%
- 単一発行体の債務証券の10%
- 単一UCITSまたはUCIの受益証券の25%
- 単一発行体の短期金融商品の10%

2～4番目について、債務証券または短期金融商品の総額および発行済受益証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる証券取得に関する制限を遵守する必要はない。

以下の場合、3.2項および3.3項の規定の適用が免除される。

- EU加盟国もしくはその地方政府機関または別の承認国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
- EU非加盟国が発行または保証する有価証券および短期金融商品
- 一または複数のEU加盟国が加盟する公的国際機関が発行する有価証券または短期金融商品
- EU非加盟国の法律により、かかる保有が当該国の発行体の有価証券に対する唯一の投資方法であることを規定する国において設立され、その資産を主として当該国を所在地とす

る発行体の有価証券に投資を行う会社の資本として保有される株式。かかる投資のためには、2010年法を遵守しなければならない。

- 会社を代理して、子会社が所在する国における受益者の請求による受益証券の買戻しに関する管理事務、助言、もしくは販売等の業務のみを行う子会社の資本として保有される株式

（中略）

3.8 第三者のために貸付を認めまたは保証人になること。本制限は、全額払込済でない有価証券、短期金融商品または1.1項e)、g)およびh)に挙げたその他の商品の取得を禁止するものではない。

管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、いつでも投資制限を追加する権限を有する。ただし、かかる追加的制限は、ファンド受益証券が募集および販売される国々の法令を遵守する必要がある。

4. 投資資産の統合

取締役会は、効率化のために特定のサブ・ファンドの資産を内部統合および／または共同管理することを許可することができる。かかる場合、様々なサブ・ファンドの資産と一緒に管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼び、プールは、内部管理目的に限定して活用される。プールは独立したファンドではなく、受益者は直接、プールを利用することができない。

資産プール

管理会社は、2つ以上のサブ・ファンド（以下「参加サブ・ファンド」という。）の組入資産の全部または一部をプール形式で投資し、運用することができる。こうした資産プールは、特定の参加サブ・ファンドから現金およびその他の資産を（プールの投資方針に合致している場合には）資産プールに移し替えることによって設定される。その後、管理会社は、さらに個々の資産プールへの移し替えを行うことができる。資産プール内における参加額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。各資産プール内で参加サブ・ファンドに保有される有価証券は、同じ価値を有する帰属受益証券を基準にして評価される。資産プールを設定する際、取締役会は帰属受益証券の当初価値を（取締役会が適当と判断する通貨建てで）定め、参加サブ・ファンドが拠出した現金（またはその他の資産）の合計額内で参加サブ・ファンドの受益証券に割り当てる。その後、資産プールの純資産を既存の帰属受益証券の口数で除して、帰属受益証券の価値が決定される。

追加の現金または資産が資産プールに拠出され、または資産プールから引き出された場合、資産プールに拠出され、または引き出された現金の額または資産を参加サブ・ファンドの資産プールにおける資産保有高の現在価値で除して計算された口数をもって関係する参加サブ・ファンドに配分された帰属受益証券の口数を増減させる。現金を資産プールに拠出する場合、計算上、かかる現金の投資に関連する税務費用、取引費用および取得費用を考慮して取締役会が適当と判断する金額が減額される。現金を引き出し場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の処分に関連する費用の額を織り込んだ減額が行われることがある。

ある資産プール内に保有する資産から発生した配当、利息およびその他類似する所得は当該プールに配分され、その結果として純資産が増加することになる。ファンドが清算した場合、資産プールの資産は資産プール内の保有資産に比例して各参加サブ・ファンドに配分される。

共同管理

運営管理費を削減すると同時に、広範な分散投資を可能にするために、取締役会は一または複数のサブ・ファンドの資産の全部または一部をその他のサブ・ファンドまたはその他の集合投資事業に帰属する資産と一緒に管理することを決定できる。以下の項で「共同管理ファンド」とは共同管理の取決めが存在する場合があるファンドまたは各サブ・ファンドおよび全受益証券をいい、「共同管理資産」とは共同管理契約に従って管理が行われる共同管理ファンドのすべての資産をいう。

共同管理契約の一環として、各投資運用会社は、ファンドおよび各サブ・ファンドのポートフォリオ構成に影響を与える共同管理ファンドに関して、統一的に投資と投資対象の売却に関する決定を下す権限を有する。それぞれの共同管理ファンドは共同管理資産における持分を有し、共同管理資産の全体価値に対して各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する。かかる按分比例ベースの資産保有（かかる目的上「参加比率」という。）は、共同管理に関連して保有または取得した投資対象のすべてのカテゴリーに適用される。投資および／または資産の売却に関する決定は上記の参加比率には影響しないが、追加の投資分は同じ比率で共同管理ファンドに配分される。一方、資産を売却した場合、個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産より比例して差し引かれる。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがあった場合、購入申込みの恩恵を受ける共同管理ファンドは純資産が増加するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って購入申込代金を各共同管理ファンドに配分する。その際、共同管理ファンド間で資産を移し替えることによって、変化した参加比率に合致するように投資レベルを修正する。同様に、ある共同管理ファンドに買戻しがあった場合、買戻しの対象となった共同管理ファンドは純資産が減少するため、それによる変化を織り込んだ参加比率に従って共同管理ファンドの流動資金から必要な資金を引き出し、変化した参加比率と合致するように投資レベルを調整する。

取締役会の構成員または管理会社の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに係る事態に影響される点に投資家の注意を喚起する。その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けた場合、サブ・ファンドの手元現金は増加することになる。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあった場合、サブ・ファンドの手元現金は減少することになる。しかし、購入申込みおよび買戻しは、共同管理契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設した購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行うことも可能である。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上することができるほか、取締役会または取締役会の委託先がサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りをいつでも決定できるため、ファンドと受益者の利益に悪影響が及ぶ恐れがある場合、サブ・ファンドはポートフォリオの再編成を回避することができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに関連する（特定のサブ・ファンドに帰属するとはみなされない）報酬および費用の支払によって、特定のサブ・ファンドのポートフォリオ構成が変更される結果、当該サブ・ファンドに適用される投資制限に違反する場合、変更を実施する前にサブ・ファンドの資産を共同管理契約の対象外とすることで、特定のサブ・ファンドの資産が上記調整の影響を受けないようにすることができる。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で合致することを確保するため、投資目的と同じ投資目的に従って投資される資産に限って共同で管理される。また、共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と投資対象の売却に関する決定を下す権限を有し、かつ保管銀行が受託機関を務め、ファンドおよび当該サブ・ファンドに適用される2010年法、さらには適用ある法規定に従って任務を履行することができる資産に限って共同で管理される。保管銀行は常にファンドの資産をその他の共同管理資産と分別しなければならない。これによって保管銀行は、いつでも個々のサブ・ファンドの資産を正確に区別することができる。共同管理ファンドの投資方針はサブ・ファンドの投資方針と正確に一致する必要はないが、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも制限的になることがある。

取締役会は、事前の通知なしに、いつでも共同管理契約を終了させることを決定することができる。

受益者はいつでも共同管理契約が結ばれている共同管理資産と共同管理ファンドの比率について、管理会社の登記上の事務所に問合せを行うことができる。

共同管理資産の構成と比率については年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、(1)ルクセンブルグ籍以外のファンドが関係する共同管理契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、

または(2) 共同管理下の各ファンドにルクセンブルグ籍以外のファンドの債権者および破産管財人に対して資産の利用を禁じる権利が備わっており、かかる資産を凍結する権限を有することを条件に許可される。

5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

管理会社は、かかる技法および金融手段が、CS SFにより定められた条件および制限に従った効率的なポートフォリオ運用のために使用されることを条件として、有価証券および短期金融商品を裏付とする技法および金融手段（「技法」）を採用することができる。かかる取引が派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限は、2010年法の規定に従わなければならないものとする。かかる技法および商品の利用は、投資間の最善の利益に一致するものでなければならない。

（中略）

管理会社は、自身または自身が任命したサービス提供会社の一つが、リスク管理手続きの一環として、取引相手方リスクを中心に、当該技法の利用を通じて発生したリスクの監視および管理を確実に行う。管理会社の関連会社との取引から生じた潜在的利益相反の監視は、主に、定期的な契約の見直しおよび手順の対応により実施する。

また、管理会社はいつでもポートフォリオの効率的運用のためにかかる技法および手段を利用する枠組み内で締結した契約を確実に取消すか、または、それぞれの取引相手方に譲渡した有価証券および／もしくは流動性のある資金を管理会社が回収できることを確保する。さらに、かかる流動性のある資金に、回収時点までに発生した利息が含まれる場合がある。さらに、管理会社は、当該技法および手段の利用に関わらず、投資者の買戻請求をいつでも処理することを確保する。ファンドは、ポートフォリオの効率的な運用のための技法および商品の利用の枠組みにおいて、第三者に組入証券の一部を貸し付けることができる（「証券の貸付」）。一般に、クリアストリーム・インターナショナルまたはユーロクリア等の公認決済機関を通じて、またはかかる業務を専門とする一流の金融機関を通じて、当該機関により特定の手続において行う場合にのみ、証券貸付が認められる。

（中略）

管理会社は、サブ・ファンドのために、レポ取引（「レポ契約」または「リバースレポ契約」）を締結することもできる。同契約は、売却／購入された有価証券の買戻し／売戻しを、（より高い）ある価格で、設定期間内に行うことを合意した有価証券の売却／購入である。

管理会社は、証券取引からの担保として、以下の資産クラスの商品を承認し、当該商品に対して以下のヘアカットを適用する旨を決定している。

資産クラス	最小ヘアカット率（時価に対する控除率（％））
固定および変動利付き商品	
G10に属する国（米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（連邦政府およびスイス諸州を含む。）を除く。）が発行し、かつ格付がA格*以上の商品	2 %
米国、日本、英国、ドイツおよびスイス（連邦政府およびスイス諸州**を含む。）が発行する商品	0 %
格付がA格以上の債券	2 %
公的国際機関が発行する商品	2 %
事業体が発行し、かつ格付がA以上の商品	4 %
各地の当局が発行する、A以上の格付の債券	4 %
株式	8 %
以下のインデックスに上場されている株式は、許容される担保として認められる。	ブルームバーグのID
オーストラリア（S & P / ASX 50インデックス）	AS31
オーストリア（オーストリアTRADED ATX インデックス）	ATX
ベルギー（BEL20インデックス）	BEL20
カナダ（S & P / TSX 60インデックス）	SPTSX60
デンマーク（OMXコペンハーゲン20インデックス）	KFX

* 本表において、「格付」とは、スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）が使用している格付基準を指している。S & P、ムーディーズ（Moody's）およびフィッチ（Fitch）も、これに相当するそれぞれの基準を利用している。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、最も低い格付を適用するものとする。

** これらの州が発行する無格付の債券も、認められる。これらの債券に対しては、ヘアカットも適用されない。

一切のレポ取引は以下の条件に従うものとする。

- 取引相手方が当該種類の取引を専門とする一流の金融機関の場合に限り、証券をレポ契約に基づいて販売／購入することができる。
- レポ契約の存続期間中に限り、購入した証券はかかる証券を買い戻す権利が行使されるかまたは買戻期間が満了するまで、売却することができない。
- 金融派生商品の原資産であり、リバースレポ契約に関して貸付されているか、または受領される証券は、リバースレポ契約の規定に基づき売却することができない。

4 手数料等及び税金

（３）管理報酬等

< 訂正前 >

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されているサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限報酬および最大発行手数料を支払う。

サブ・ファンド名	上限報酬料率	最大発行手数料
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル	年率0.900%（0.720%）	<u>2.000%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - カナダ・ドル	年率0.900%（0.720%）	<u>2.000%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - スイス・フラン	年率0.900%（0.720%）	<u>2.000%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ	年率0.900%（0.720%）	<u>2.000%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - 英ポンド	年率0.900%（0.720%）	<u>2.000%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - 米ドル	年率0.900%（0.720%）	<u>2.000%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	年率1.800%（1.440%）	<u>2.500%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率1.260%（1.010%）	<u>2.000%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - グローバル（スイス・フラン）	年率1.140%（0.910%）	<u>2.000%</u>
UBS（Lux）ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率1.500%（1.200%）	<u>2.000%</u>

（注）括弧内の料率は、上限報酬の80%にあたる上限管理報酬料率を示している。

（後略）

<訂正後>

ファンドは、クラスP受益証券に関し、下記の表に列挙されているサブ・ファンドの平均純資産額に基づき計算される月次上限報酬および最大発行手数料を支払う。

サブ・ファンド名	上限報酬料率
UBS（Lux）ボンド・ファンド - オーストラリア・ドル	年率0.900%（0.720%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - カナダ・ドル	年率0.900%（0.720%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - スイス・フラン	年率0.900%（0.720%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ	年率0.900%（0.720%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - 英ポンド	年率0.900%（0.720%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - 米ドル	年率0.900%（0.720%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - コンバート・ヨーロッパ（ユーロ）	年率1.800%（1.440%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - ユーロ・ハイ・イールド（ユーロ）	年率1.260%（1.010%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - グローバル（スイス・フラン）	年率1.140%（0.910%）
UBS（Lux）ボンド・ファンド - フルサイクル・アジア・ボンド（米ドル）	年率1.500%（1.200%）

（注）括弧内の料率は、上限報酬の80%にあたる上限管理報酬料率を示している。

（後略）

（４）その他の手数料等

<訂正前>

ファンドは、上記の報酬から、ファンド資産の管理、ポートフォリオ運用および安全保管ならびに以下を含む販売業務に関連して生じる一切の費用を負担する。

- ・ ルクセンブルグ内外におけるファンドの認可および監督に係る年間手数料および費用

（中略）

ファンドはまた、年次税の支払をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

個々のサブ・ファンドに配分される一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々のクラス受益証券に起因する費用は、当該クラス受益証券に請求される。

費用が複数またはすべてのサブ・ファンド／クラス受益証券に関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド／クラス受益証券の純資産額に比例して当該関係サブ・ファンド／クラス受益証券に請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該投資信託の双方において、費用が発生することがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し3%である。

管理会社自ら、または共同経営もしくは支配を通じ、管理会社の実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、または同一のグループ会社のその他の会社の実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、管理会社と関係する他の会社により、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資について、投資を行うサブ・ファンドの持分に対し、対象ファンドの発行または買戻手数料を請求されないことがある。

継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料に記載されている。

（後略）

<訂正後>

ファンドは、上記の報酬から、ファンド資産の管理、ポートフォリオ運用および安全保管ならびに以下を含む販売業務に関連して生じる一切の費用を負担する。

- ・ ルクセンブルグ内外におけるファンドの認可および監督業務に係る年間手数料および費用（中略）

ファンドはまた、年次税をはじめ、収益およびファンドの資産に対し課せられる一切の税金を負担する。

個々のサブ・ファンドに配分される一切の費用は、当該サブ・ファンドに請求される。

個々のクラス受益証券に起因する費用は、当該クラス受益証券に請求される。

個々のサブ・ファンドに配分される費用はすべて、当該サブ・ファンドに請求される。個々のクラス受益証券に配分される費用は、当該クラス受益証券に請求される。

費用が複数またはすべてのサブ・ファンド/クラス受益証券に関係する場合、当該費用は、関係するサブ・ファンド/クラス受益証券の純資産額に比例して当該関係サブ・ファンド/クラス受益証券に請求される。

その投資方針の条項に基づき他のUCIまたはUCITSに投資することができるサブ・ファンドについて、サブ・ファンドおよび当該投資信託の双方において、費用が発生することがある。サブ・ファンドの資産が投資される対象ファンドの管理報酬の上限は、全ての販売手数料を考慮し3%である。

管理会社自ら、あるいは共同経営もしくは支配または実質的な直接もしくは間接の保有を通じ、直接もしくは間接に運用している投資信託の受益証券への投資の場合、対象ファンドのサブ・ファンドの持分に対して、対象ファンドの発行または買戻手数料が請求されないことがある。

継続費用の詳細は、主要な投資家向け資料に記載されている。

2015年4月30日付で、以下の規則が上記「管理報酬等」および「その他の手数料等」と題する項の各々の規定に取って代わった。

1. 管理会社は、ファンドの運用、ポートフォリオ管理および販売に関して（該当する場合）、また保管受託銀行のすべての職務（ファンドの資産の保管および監督、決済取引の取扱いならびに販売目論見書の「保管受託銀行および主たる支払代理人」と称する項に記載されるその他一切の職務等）に関して、次の規定に従い、ファンドの資産からファンドの純資産価額に基づく上限報酬料率を受領する。当該報酬は、純資産価額の計算毎に比例按分ベースでファンドの資産に対し請求され、毎月支払われる（上限報酬料率）。

定率報酬に適用される実際の最大料率については、年次報告書および半期報告書で参照することができる。

2. 上限報酬料率は、以下の報酬およびファンドに対しても請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のためのファンドの資産の管理に関する一切の追加の費用（買呼値および売呼値のスプレッド、市場に応じた取次費用、手数料、報酬等）。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、受益証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買を通じて発生するかかる追加費用は、「純資産価額、発行、買戻しおよび転換価格」と称する項に従い、シングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。
- b) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する監督官庁に対する費用ならびに監督官庁およびサブ・ファンドが上場している証券取引所に対する一切の手数料。
- c) ファンドの設立、変更、清算および合併に関する年次監査および認可に関する監査報酬ならびにファンドの管理事務に関して監査人が提供する業務のために監査人に支払われるか、または法律により許可される一切のその他の報酬。
- d) ファンドの設立、販売国における登録、変更、清算および合併に関する法律顧問、税務顧問および公証人に対する報酬ならびに法律で明白に禁止されない限り、ファンドおよびその投資者の利益の全般的な保護に関する手数料。

- e) ファンドの純資産価額の公表に関するコストおよび投資者に対する通知に関する一切のコスト（翻訳コストを含む。）。
- f) ファンドの法的文書に関するコスト（目論見書、K I I D、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書）。
- g) 外国の監督官庁へのファンドの登録に関するコスト（該当する場合、手数料、翻訳コストおよび外国の代表者または支払代理人に対する報酬を含む。）。
- h) ファンドによる議決権または債権者の権利の行使により発生する費用（外部顧問に対する報酬を含む。）。
- i) ファンドの名義で登録される知的財産またはファンドの利用者の権利に関するコストおよび手数料。
- j) 管理会社、投資運用会社または保管受託銀行が投資者の利益の保護のために講じる特別措置に関して生じる一切の費用。
- k) 管理会社が投資者の利益について集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じる費用（例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト）を本ファンドの資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができるが、かかるすべての管理事務コストが証明可能でありかつ開示され、本ファンドの総費用率（T E R）の開示において考慮される。
3. 管理会社は、ファンドの販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に基づく。ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラス - A 1、 - A 2、 - A 3、 - B、 - X、FおよびU - X 受益証券（注）に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。

受益者は、2005年6月21日付ルクセンブルグ法が金利収入への課税に関する2003年6月3日付欧州連合指令2003/48/ECを実施したとの助言を受ける。これは、2005年7月1日から源泉徴収税または自動情報交換の対象となる欧州連合内の個人居住者に対する国際的な利払を見越している。

これには特に、欧州連合利息課税に基づき定義される債務証券および債権において、15%以上の投資を行う投資信託により支払われる分配金および配当金、ならびに25%以上の投資を行う投資信託の受益証券の譲渡または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、販売代行会社または販売会社は、購入後、同人が税法上の居住国により提供される課税認証番号を付与するよう求めることができる。

（中略）

平成20年11月13日、欧州委員会は、貯蓄指令の改正案を承認した。改正案が実施された場合、特に、（ ）欧州連合貯蓄指令の適用範囲が拡大され、（欧州連合加盟国に登録上の事務所を設置するか否かを問わず）その最終受益者が欧州連合に居住する個人である一部の仲介機関が分配した支払も含むことになり、また（ ）欧州連合貯蓄指令の適用範囲に該当する利息の定義が新たに定められることになる。本書の日付現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期については不明である。

上記は税効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

<訂正後>

（前略）

ルクセンブルグ

ファンドはルクセンブルグ法に基づく。ルクセンブルグの現行法規に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドの純資産総額から、年率0.05%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。年率0.01%に減税される年次税は、クラス - A 1、 - A 2、 - A 3、 - B、 - X、F および U - X 受益証券（注）に課せられる。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。

受益者は、2005年6月21日付ルクセンブルグ法が利息支払における貯蓄収入への課税に関する2003年6月3日付欧州連合指令2003/48/ECを実施したことに留意すべきである。これは、2005年7月1日から源泉徴収税または自動情報交換の対象となる欧州連合内の個人居住者に対する国際的な利払を見越している。

これには特に、欧州連合利息課税に基づき定義される債務証券および債権において、15%以上の投資を行う投資信託により支払われる分配金および配当金、ならびに25%以上の投資を行う投資信託の受益証券の譲渡または買戻しによる利益が含まれる。必要な場合、販売代行会社または販売会社は、購入後、同人が税法上の居住国により提供される課税認証番号（「TIN」）を付与するよう求めることができる。

（中略）

平成20年11月13日、欧州委員会は、貯蓄課税指令の改正案を承認した。改正案が実施された場合、特に、（ ）欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲が拡大され、（欧州連合加盟国に登録上の事務所を設置するか否かを問わず）その最終受益者が欧州連合に居住する個人である一部の仲介機関が分配した支払も含むことになり、また（ ）欧州連合貯蓄課税指令の適用範囲に該当する利息の定義が新たに定められることになる。本書の日付現在において、改正案が実施されるか否かおよび実施の時期については不明である。

上記は税効果に関する概要にすぎず、完全であると断言するものではない。受益証券の購入者は、居住地に関連する、またその国籍を有する人に関する受益証券の購入、保有および売却を規定する法律および規則に関する情報を求める責任を負う。

（注）当該クラス受益証券は、現在、日本で販売されていない。

外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）

FATCAの目的において、ファンドは、ルクセンブルグおよびアメリカ合衆国（米国）の間における政府間協定（以下「IGA」という。）の条項に従い、「遵守しているとみなされる金融機関」に分類されている。FATCAの主な目的は、IGAにおいて定義される「特定米国人」により保有される口座に関する情報の報告および開示を金融機関に義務付けることである。この義務を履行するため、受益者は、追加的な個人情報の提供を求められる場合がある。2014年7月1日以降、管理会社は、特定米国人により保有される金融口座に関する情報をルクセンブルグの税務当局に提供するものとし、ルクセンブルグの税務当局は、当該情報を米国の税務当局（内国歳入庁）に提供するものとする。要求される情報の提供を拒否する受益者も、報告の対象になる。投資予定者は、連邦、州、地方および米国外のレベルでの米国の税金申告ならびに本投資法人への投資に関連する証明要件に関して個人の税務アドバイザーに相談するべきである。さらに、投資予定者は、将来において追加的な情報交換制度が導入され、これがファンドにおける持分に適用される可能性があることに留意すべきである。

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、（ ）米国の裁判所が適用法に基づき信託会社の経営の何らかの面に関して命令または判決を発行することを認められている場合、または（ ）一または複数の特

定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授權されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するかもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指している。本項は、米国内国歳入法に一致していなければならない。

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における申込（販売）手続等

<訂正前>

（前略）

当初の受益証券発行後、発行価格は、受益証券1口当たりの純資産価格に、本書における各サブ・ファンドの記載に従い、受益証券の純資産総額に基づき算出される発行手数料を加算した額に基づく。販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、取引を行う。かかる業務に要する費用が投資家に請求されることがある。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において、サブ・ファンドの発行価格で受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日（評価日）の後3営業日目までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

（中略）

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド/クラス受益証券について、端数の受益証券の発行は可能である。これらの端数の受益証券は、最大で小数第三位まで四捨五入され、適用ある場合、所有者に保有受益証券口数に応じた、収益分配金（適用ある場合）および各サブ・ファンドまたはクラスが清算される場合には清算手取金の一部を受領する権利を付与する。

受益証券の発行条件

（中略）

営業日（買付申込日）の16時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みについては、翌営業日（評価日）に計算される純資産価格に基づき、当該日に取り扱われる。ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐため、各顧客がスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関に提出する締切時間を早めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

（中略）

マネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止

ファンドの販売代行会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングの防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）第12条、ならびにルクセンブルグの監督官庁である「金融監督委員会」（以下「CSSF」という。）の法定文書および該当通達を遵守しなければならない。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売代行会社または販売会社に対して、身元を証明できるものを提示しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。個人に対しては、パスポート／身分証明書の認証付謄本（販売代行会社もしくは販売会社、または地方の行政官庁によって認証されたもの）、法人またはその他の法的機関に対しては、基本定款の認証付謄本、商業登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写し、実質的所有者の姓名とする。販売代行会社または販売会社は、対象に応じて、受益証券の申込人または買戻人に対しさらに本人確認情報を求める義務を負う。

販売代行会社は、販売会社が上記の身元確認の手続を厳守することを確保しなければならない。UBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイと管理会社は、いつでも、手続が忠実に行われている保証を販売代行会社に求めることができる。UBSファンド・サービスズ（ルクセンブルグ）エス・エイは、販売代行会社または販売会社がマネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受領するすべての販売および買戻しの申込みに対して、上記規定の遵守について監視する。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

当初の受益証券発行後、発行価格は、本書において別異に定められない限り、受益証券1口当たりの純資産価格に、受益証券の純資産総額の最大2%の発行手数料を加算した額に基づく。販売される国々で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

ファンド証券の申込みは、管理会社、管理事務代行会社または保管受託銀行およびその他の販売会社において、サブ・ファンドの発行価格で受諾される。

適用法令に従い、申込代金の受領を委託されている保管受託銀行および／または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および購入予定の受益証券クラスの申込通貨以外の通貨による支払いを受領することができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。

受益証券は、地域の実勢市場の基準に従い、貯蓄プラン、支払プランまたは転換プランを通じて販売することもできる。この件についての詳細な情報は、現地の販売会社が要求できる。

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、注文日（評価日）の後3営業日目までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、取引を行う。かかる業務に要する費用が投資家に請求されることがある。

管理会社は、管理会社の裁量により、現物による全部または一部の購入を受諾することができる。かかる場合、現物で購入された元本は、特定のサブ・ファンドの投資方針および投資制限と合致していなければならない。これらの投資資産はまた、管理会社が任命する監査人により監査される。関連費用は投資者によって支払われる。

（中略）

すべての発行済受益証券は同一の権利を表章する。ただし、約款においては、特定のサブ・ファンド内で特別の内容を持つ様々なクラス受益証券を発行できると規定している。

さらに、すべてのサブ・ファンド／クラス受益証券について、端数の受益証券の発行は可能である。これらの端数の受益証券は、最大で小数第三位まで四捨五入され、所有者に保有受益証券口数に応じた、収益分配金（適用ある場合）および各サブ・ファンドまたはクラスが清算される場合には清算手取金の一部を受領する権利を付与する。

受益証券の発行条件

（中略）

営業日（買付申込日）の16時（中央ヨーロッパ標準時間）（2015年7月1日以降は15時（中央ヨーロッパ標準時間））（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買付申込みについては、翌営業日（評価日）に計算される純資産価格に基づき、当該日に取り扱われる。ファクシミリにより送付される買付申込みはすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買付申込みを期限通り確実に取り次ぐため、各顧客がスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関に提出する締切時間を早めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買付申込みの場合、注文日は翌営業日とみなされる。

（中略）

マネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止

ファンドの販売代行会社は、ルクセンブルグのマネーロンダリングおよびテロリストのための資金供与の防止に関する2004年11月12日の法律（改正済）第12条、ならびにルクセンブルグの監督官庁である「金融監督委員会」（以下「CSSF」という。）の関連法令規定および該当通達を遵守しなければならない。

したがって、投資者は、申込みを受諾する販売代行会社または販売会社に対して、身元を証明できるものを提示しなければならない。販売代行会社または販売会社は、申込者に少なくとも以下に掲げる身元確認書類を要求しなければならない。個人に対しては、パスポート／身分証明書の認証付謄本（販売代行会社もしくは販売会社、または地方の行政官庁によって認証されたもの）、法人またはその他の法的機関に対しては、基本定款の認証付謄本、商業登記簿の認証付抄本、最新の公表された年次決算書の写し、実質的所有者の姓名とする。販売代行会社または販売会社は、状況に応じて、受益証券の申込または買戻を行う者に対しさらに本人確認情報を求める義務を負う。

販売代行会社は、販売会社が上記の身元確認の手続を厳守することを確保しなければならない。管理事務代行会社と管理会社は、いつでも、手続が忠実に行われている保証を販売代行会社に求めることができる。管理事務代行会社は、販売代行会社または販売会社がマネーロンダリングおよびテロリストのための資金調達の防止に関するルクセンブルグ法またはEU法と同等の要件に従わない国々の販売代行会社または販売会社から受領するすべての販売および買戻しの申込みに対して、上記規定の遵守について監視する。

（後略）

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

買戻し請求は、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行もしくは他の適切に授権された販売代行会社または支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻し請求が提出された国への買戻し金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、注文日の後3営業日目に支払われる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの受益証券の価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻し価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス/サブ・ファンドの投資家は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨でのみ買戻しの対価を受領する。適用法令に従い、買戻し手取金の支払を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じ、各サブ・ファンドの勘定の通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資家は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの手数料と、各販売国で発生するいずれかの公租公課、手数料およびその他の費用は、各投資者に請求され、買戻し手取金から控除される。販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、取引を行う。かかる業務に要する費用が投資家に請求される場合がある。

また、買戻し手数料は徴収されない。

(中略)

受益証券の買戻し条件

(中略)

営業日（買戻し請求日）の16時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻し請求については、翌営業日（評価日）に計算される純資産価格に基づき、当該日に取り扱われる。ファクシミリで送付される買戻し請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻し請求を期限通り確実に取り次ぐため、各顧客がスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関に提出する締切時間を早めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻し請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をUBS (Lux) ボンド・ファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

(後略)

< 訂正後 >

買戻し請求は、管理会社、管理事務代行会社、または保管受託銀行もしくは他の授権された販売代行会社または支払代行会社によって受領される。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、買い戻されたサブ・ファンドの受益証券の価額は、遅くとも注文日の後3営業日目に支払われる。

サブ・ファンドの純資産総額に関し、受益証券クラスの価格が、受益証券クラスの経済効率の良い運用のために取締役が定める最低水準を下回るかまたは当該水準に達しない場合、取締役会は、取締役会が決定する営業日に、買戻価格を支払うことにより、当該クラスのすべての受益証券の買い戻しを決定することができる。当該クラス/サブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用またその他の経済的負担を負わなくてよいものとする。適用ある場合、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スウィング・プライシングの原則が適用される場合がある。

異なる通貨建ての複数のクラス受益証券を有するサブ・ファンドについて、受益者は、原則として、各クラス受益証券の通貨で買戻しの対価を受領する。適用法令に従い、買戻手取金の支払を委託されている保管受託銀行および/または代理人は、その裁量により、かつ投資者の要請に応じて、各サブ・ファンドの勘定の通貨および買い戻される受益証券クラスの通貨以外の通貨により支払うことができる。使用される為替レートは、関連通貨ペアの呼び値スプレッドに基づき、各代理人により決定される。投資者は、為替換算に関連するすべての手数料を負担する。これらの報酬と、各販売国で発生するいずれかの公租公課、手数料およびその他の費用は、各投資者に請求され、買戻手取金から控除される。販売される国で発生することがある税金、手数料およびその他の報酬も請求される。

現地の支払事務代行会社が、最終投資家に代わって、ノミニー・ベースで、取引を行う。かかる業務に要する費用が投資家に請求される場合がある。

ただし、買戻手数料は徴収されない。

（中略）

受益証券の買戻条件

（中略）

営業日（買戻請求日）の16時（中央ヨーロッパ標準時間）（2015年7月1日以降は15時（中央ヨーロッパ標準時間））（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された買戻請求については、翌営業日（評価日）に計算される純資産価格に基づき、当該日に取り扱われる。ファクシミリで送付される買戻請求はすべて、営業日の各サブ・ファンドに関する前述の締切時間の遅くとも1時間前までに管理事務代行会社により受領されなければならない。しかしながら、管理事務代行会社への買戻請求を期限通り確実に取り次ぐため、各顧客がスイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社または取次金融機関に提出する締切時間を早めることができる。これに関する情報は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次金融機関から入手することができる。営業日の各締切時間以後に管理事務代行会社に登録された買戻請求の場合、注文日は翌営業日とみなされる。

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する場合の申込みにも適用される。

（後略）

3 乗換え（スイッチング）

（1）海外における乗換え

< 訂正前 >

（前略）

乗換えに際して、乗換えを行うサブ・ファンドまたはクラス受益証券の受益証券の1口当たりの純資産価格に基づき計算される最大1%の発行手数料が、販売代行会社により、請求されることがある。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

乗換えに際して、各サブ・ファンドまたはクラス受益証券の最大発行手数料に相当する最大手数料が、販売代行会社により、請求されることがある。この場合、「海外における買戻手数料」に定める通り、買戻手数料は徴収されない。

（後略）

4 資産管理等の概要

（1）資産の評価

< 訂正前 >

純資産価格の計算

（中略）

b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最終価格に基づき評価される。

有価証券、派生商品およびその他の投資対象について、証券取引所における取引がごく僅かなものであり、かつ通常の市場価格決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、当該価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品およびその他の投資対象が公認で公開の定期的に取引が行われている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。

c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制された市場で取引されており、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って、管理会社により評価される。

d) 証券取引所に上場されていない派生商品（OTCデリバティブ）は、独立価格決定ソースに基づき評価される。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、管理会社およびファンドの監査人が派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づいて認められる評価方法によって確認される。

e) 譲渡性のある証券を投資対象とする他の投資信託（「UCITS」）および/または投資信託（「UCI」）の受益証券は、それらの直近の純資産価格で評価される。

f) () サブ・ファンドが、短期金融商品である場合、

- 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの二つの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。

- 関連する注文日から当該評価日の間のサブ・ファンドの受取利息は、当該サブ・ファンドの資産の評価に含まれる。そのため、特定の評価日における一口当たり資産価格は、推定利息収益を含む。

() (f) ()の規則が適用されないその他のサブ・ファンドは、以下の規制が適用される。

短期金融商品について、評価価格は、純取得価格に基づき、発生する利回りを維持しつつ、徐々に償還価格に対して調整される。このように計算される評価価格は、そのため、実際の市場価格から乖離することがある。市場状況に重大な変化が起きた場合、個々の投資資産の評価の根拠は新市場利回りに合致させる。

各サブ・ファンドの投資方針に従い、主に残存期間が12か月未満の短期金融商品に投資するサブ・ファンドは、短期金融商品の要項に従い評価される。

- g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の投資対象は、ルクセンブルグまたは、ルクセンブルグで入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場で認知されている売買価格の仲値を換算レートとして評価される。

(中略)

純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止

(中略)

- 純資産の相当部分について評価の基礎となる一もしくは複数の証券取引所もしくはその他の市場または純資産価格もしくはファンドの純資産の相当部分の表示通貨である外国為替の市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されている場合もしくは当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられもしくは一時的に極立った短期的な変動を生じている場合

(中略)

- ファンドの清算のため管理会社の決定が公告された場合。

(後略)

< 訂正後 >

純資産価格の計算

(中略)

- b) 証券取引所に上場されている有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。かかる有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場されている場合、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最終価格に基づき評価される。

有価証券、派生商品およびその他の資産が証券取引所において通常取引されず、かつ通常の市場価格決定方法を使用する流通市場において証券ディーラー間で取引されている場合、管理会社は、当該価格に基づき、当該証券、派生商品およびその他の投資対象を評価することができる。証券取引所に上場されていない証券、派生商品およびその他の投資対象が公認で公開の定期的な取引が行われている他の規制ある市場で取引されている場合、当該市場における最終の入手可能価格で評価される。

- c) 証券取引所に上場されていないまたは他の規制された市場で取引されており、適正価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づき誠実に決定される他の基準に従って、管理会社により評価される。
- d) 証券取引所に上場されていない派生商品（OTCデリバティブ）は、独立価格決定ソースに基づき評価される。派生商品の独立価格決定ソースが一つしか利用できない場合、入手した評価の妥当性は、管理会社およびファンドの監査人が派生商品が発生した裏付けとなる証書の市場価額に基づいて認められる評価方法によって確認される。
- e) 譲渡性のある証券を投資対象とする他の投資信託（「UCITS」）および/または投資信託（「UCI」）の受益証券は、それらの直近の純資産価格で評価される。

- f) - 証券取引所に上場されていないまたは公開されている他の規制ある市場で取引されていない短期金融商品の価額は、関連するカーブを元に評価される。カーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドという要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品は、満期までの残存期間にもっとも近い金利が差し込まれる。かかる方法により計算された金利は、原借主を反映する信用スプレッドを加算することで市場価格に転換される。借主の信用格付けが大幅に変更された場合、かかる信用スプレッドは調整が行われる。
- 関連する注文日から当該評価日の間のサブ・ファンドの受取利息は、当該サブ・ファンドの資産の評価に含まれる。そのため、特定の評価日における一口当たり資産価格は、推定利息収益を含む。
- g) 外国為替取引によりヘッジされない当該サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨建ての有価証券、短期金融商品、派生商品およびその他の資産は、ルクセンブルグで認知されている売買金利の仲値または、入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場金利により評価される。

(中略)

純資産価格の計算、受益証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止

(中略)

- 純資産の相当部分について評価の基礎となる一もしくは複数の証券取引所もしくはその他の市場または純資産価格もしくはファンドの資産の相当部分の表示通貨である外国為替の市場が、通常の休日以外の日に閉鎖されている場合もしくは当該市場における取引が停止されている場合、または当該証券取引所もしくは市場が制限を課せられもしくは一時的に極立った短期的な変動を生じている場合

(中略)

- ファンドの清算に関する管理会社の決定が公告された場合。

(後略)

(5) その他

<訂正前>

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の清算

(中略)

あるサブ・ファンドまたはクラス受益証券を清算する旨の決定は、ルクセンブルグの日刊新聞に掲載され、必要な場合、本書に列挙されるファンドの受益証券が販売される各国を明記した公共出版物に掲載される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、関連サブ・ファンドまたは関連クラス受益証券の乗換えは停止される。かかる決定後なお可能な受益証券の買戻しおよび各サブ・ファンド/クラス受益証券からの乗換えは、当該清算決定が実行された場合でも可能である。かかる事項は、清算費用がサブ・ファンドまたはクラス受益証券により斟酌され、清算決定がなされる時点でサブ・ファンド/クラス受益証券の受益証券を保有するすべての投資者により負担されることが確保される。清算期間中、管理会社は、受益者にとって最大の利益が得られるように、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンド/クラス受益証券の清算によって生じた純手取金を各々の受益証券数に比例してかかるサブ・ファンド/クラス受益証券の受益者に分配するよう保管受託銀行に指示する。清算を開始するとの決定後遅くとも9か月後に、() 清算の終了時に受益者に分配できないまたはできなかった清算手取金は、時効期間の満了までルクセンブルグの「供託機関」に預託され、() 清算は終了する。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを清算しなければならない。かかる清算は、ルクセンブルグの日刊新聞である「メモリアル」および必要な場合には販売が行われる各国の官報において公告される。かかる清算手続は、ファンドおよびそのサブ・ファンドについて同様であるが、ファンドの清算の場合には、清算手続終了時に受益者に分配されなかった清算手取金は直ちに「供託機関」に保管される。

ファンドまたはサブ・ファンドと他の投資信託(以下(UCITS)という。)またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンド間の合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、かつ、その受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払を受領する取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別のUCITSまたは当該UCITSが設立した当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、かつ、その受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。
- c) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、負債が完済されるまで存続し続ける際に、その純資産を同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくはは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

かかる合併は、2010年法に規定された形態で行われ、同法に規定される様式および報告義務を考慮に入れる。合併の法律上の効果は、2010年法により規制される。

「ファンドおよびサブ・ファンド、クラス受益証券の清算」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたはクラス受益証券の資産を、管理会社の他の既存のサブ・ファンドもしくはクラス受益証券または2010年法パート に基づく他のUCIまたは2010年法の規則に基づく海外のUCITSに配分すること、または当該サブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券を(必要な場合、統合により、および受益者の比例的権限に相当する金額の支払を通じ)別のサブ・ファンドの受益証券または別のクラス受益証券として指定変更することを決定することができる。

(中略)

買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率が算出される日に計算した、関係するサブ・ファンドの受益証券の純資産価額に基づいて交換される。

(後略)

<訂正後>

ファンドおよびサブ・ファンドまたはクラス受益証券の清算

(中略)

あるサブ・ファンドまたはクラス受益証券を清算する旨の決定は、ルクセンブルグの日刊新聞に掲載され、必要な場合、本書に列挙されるファンドの受益証券が各販売国で特定される公共出版物に掲載される。かかる決定の日以後、受益証券の発行は行われず、関連サブ・ファンド/クラス受益証券の乗換えはすべて停止される。関連サブ・ファンド/クラス受益証券の買戻しおよび乗換えは、当該清算決定が行われた後でも可能であり、サブ・ファンドまたはクラス受益証券が清算費用を算入することが確保される。清算決定が行われる時点でサブ・ファンド/クラス受益証券の受益証券を保有する場合、清算費用を最終的に負担することが確保される。清算が行われる場合、管理会社は、受益者にとって最大の利益が得られるように、ファンドの資産を換金し、サブ・ファンド/クラス受益証券の清算によって生じた純手取金を各々の受益証券数に比例してかかるサブ・ファンド/クラス受益証券の受益者に分配するよう保管受託銀行に指示する。清算を開始するとの決定後遅くとも9か月後に、（ ）清算の終了時に受益者に分配できないまたはできなかった清算手取金は、時効期間の満了までルクセンブルグの「供託機関」に預託され、（ ）清算は終了する。

法律に規定のある場合および管理会社が清算される場合には、ファンドを清算しなければならない。かかる清算は、ルクセンブルグの日刊新聞である「メモリアル」および必要な場合には販売が行われる各国の官報において公告される。かかる清算手続は、ファンドおよびそのサブ・ファンドについて同様であるが、ファンドの清算の場合には、清算手続終了時に受益者に分配されなかった清算手取金は直ちに「供託機関」に保管される。

ファンドまたはサブ・ファンドと他の投資信託（以下（UCITS）という。）またはそのサブ・ファンドとの合併、サブ・ファンド間の合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、かつ、吸収UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払を受領する取引。
- b) 二つ以上のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別のUCITSまたは当該UCITSが設立した当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転し、かつ、吸収UCITSの受益者が引き換えに吸収UCITSの受益証券および適用ある場合に当該受益証券の純資産価額の10%を超えない現金での支払いを受領する取引。
- c) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収対象UCITS」が、負債が完済されるまで存続し続ける際に、その純資産を同一UCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立した別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、すなわち「吸収UCITS」に移転する取引。

かかる合併は、2010年法に規定された形態で行われ、同法に規定される様式および報告義務を考慮に入れる。合併の法律上の効果は、2010年法により規制される。

「ファンドおよびサブ・ファンド、クラス受益証券の清算」に記載される状況の下で、管理会社は、一つのサブ・ファンドまたはクラス受益証券の資産を、管理会社の他の既存のサブ・ファンドもしくはクラス受益証券または2010年法パート に基づく他のルクセンブルグのUCIまたは2010年法の規則に基づく海外のUCITSに配分すること、または当該サブ・ファンドの受益証券またはクラス受益証券を（必要な場合、統合により、および受益者の比例的権限に相当する金額の支払を通じ）別のサブ・ファンドの受益証券または別のクラス受益証券として指定変更することを決定することができる。

（中略）

買戻しのために提出されなかった受益証券は、交換比率が算出される日に計算した、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて交換される。

（後略）